○農林水産省告示第千二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　島根県出雲市斐川町出西字伊保五六九、五六九続一、五七一、五七一の一、五七二の一、五七二の二、五七四、五七七、三一九八から三二〇二まで、三二〇四から三二〇六まで、三二一〇、三二一二から三二二三まで、三二二四の一、三二三一の一、野郷町字才ノ神五七八、邑智郡川本町大字川本一八五一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに出雲市役所及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十三年六月二十日農林水産省告示第八百四号

二　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十二年四月十四日農林水産省告示第五百九十六号

二　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、青梅市・西多摩郡奥多摩町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに青梅市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市・八王子市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　立木の伐採種は、定めない。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈡　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、青梅市・あきる野市・八王子市・西多摩郡奥多摩町・日の出町（以上三市二町について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　立木の伐採種は、定めない。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百六十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十九年七月十四日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	名称	住所	
5265	株式会社霽月庵早坂	栃木県小山市城東四丁目十九番十五号	平成二十九年四月十八日から平成三十年四月十七日まで
5266	有限会社蛸屋菓子店	栃木県小山市本郷町二丁目八番二十六号	平成二十九年四月十八日から平成三十年四月十七日まで

○国土交通省告示第六百九十一号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十一条の七の規定に基づき、登録講習機関から役員の変更の届出があったので、同法第四十一条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十九年七月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　変更前の登録講習機関の役員の氏名　山根　弘美

二　変更後の登録講習機関の役員の氏名　岡本　潮

三　変更年月日　平成二十九年六月二十六日

○国土交通省告示第六百九十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

国土交通大臣　石井　啓一